

中国税務速報

2013年4月19日

●1 国務院、営業税から増値税への移行改革の適用範囲を更に拡大

国務院総理李克強は 10 日に国務院常務会議を主催し、増値税改革のパイロット地域と産業を更に拡大することに関し、以下のように中国全土での実施を決定しました。

①パイロット地域の拡大

今年の **8** 月 **1** 日から、交通運輸業と一部の現代サービス業に関する増値税改革を全国的に実施します。 ②パイロット産業の拡大

鉄道運輸と郵便・通信等産業をパイロット産業として、増値税改革の範囲に含み

「第12次5ヵ年計画」期間内に増値税改革を全面的に実現することを明らかにしました。

http://www.gov.cn/ldhd/2013-04/10/content_2374584.htm

●2 「産業結構調整指導目録」の執行に関する公告

税関総署は4月2日付で、「税関総署公告2013年第18号」を公布し、「産業結構調整指導目録」の執行中の事項を明確にしました。

公告では、2013年5月1日以降、2011年版指導目録の奨励類に該当する国内投資プロジェクトに関し、投資総額内で輸入する自社用設備は、「国内投資プロジェクトにおいて免税としない輸入品目録」及び「輸入において免税としない重大技術装備及び製品目録」に掲載されている商品を除き、関税の徴収を免除します。ただし、輸入増値税は引き続き徴税の対象となっています。

2013年5月1日より以前に審査・承認、認可または届出を行った国内投資プロジェクトで(プロジェクトの審査・承認、認可または届出の期日を基準とする)、2011年版指導目録の奨励類に該当する場合、引き続き輸入関税の免税手続きを行うことができます。ただし関連するプロジェクトを有する企業は2014年5月1日までに、投資主管部門が発行する「プロジェクト確認書」などの関連資料を持参の上、税関で減免税届出手続きを行う必要があります。

2013年5月1日より以前に審査・承認、認可または届出手続きを行い、同時に2011年版指導目録の奨励類に該当する場合、投資主管部門において2011年版指導目録に基づき「プロジェクト確認書」の発行を受けた上で、税関で関連する輸入設備の免税手続きを行うことができます。

http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info424330.htm

●3 北京市の差別化住宅ローン政策の見直しに関する通知

北京住宅積立金管理センターは 4 月 7 日に「北京市の差別化住宅ローン政策の見直しに関する通知」 (京房公積金発「2013」10 号)を公布し、以下のように個人住宅ローンの政策の見直しを行いました。

- ①管理システムを通じ、更に申請者の資格を審査
- ②セカンドハウス購入者向け住宅ローンの頭金比率は70%を下回ってはならないと規定
- ③政策性住宅或いは建築面積が90平米以下の1軒目の住宅を購入する場合、住宅ローンの上限を最大30%上げ、建築面積が90平米以上の非政策性住宅2軒目の住宅を購入する場合は、住宅ローンの上限額は上げない
 - ④住宅ローンを申請するより前の 12 か月分の住宅積立金をすべて納付することを要求 当該通達は 2013 年 4 月 8 日から実施することになります。

http://www.gov.cn/zwgk/2013-04/08/content_2372093.htm



●4 経営者集中1簡易案件適用基準に関する暫行規定

経営者集中簡易案件の適用基準を明確するために、商務部は「中華人民共和国独占禁止法」に基づき、4月3日付で「経営者集中簡易案件適用基準に関する暫行規定(意見募集案)」を公布し、意見募集の締切日は2013年5月2日となっています。

- ①当該募集案により、以下の状況に属する場合、簡易案件と見なされます。
- ア) 同一関連市場において、すべての集中経営者の占めるマーケットシェアの合計は **15%**以下である
- イ)同一関連市場において、川上・川下関係のある集中経営者は、川上・川下に占めるシェアは それぞれ 25%以下である
- ウ) 同一関連市場において、川上・川下関係のない集中経営者は、各市場に占めるシェアはそれ ぞれ **25%**以下である
- エ)海外企業の株式あるいは資産を買収した場合、海外企業が中国国内において経済活動を展開 しない
 - オ)中国外で合弁企業を設立した場合、その合弁企業が中国国内において経済活動を展開しない
- カ) 二社以上の経営者が合弁企業を共同で経営する場合、そのうちのいずれの一社あるいは一社 以上の経営者によりコントロールされる
 - ②以下の条件を満たす場合、商務局は簡易案件に対する認定を取り消すことができます。
 - ア) 申請者が重要状況の隠ぺい或いは虚偽の資料・情報を提供した場合
- イ)経営集中者が平等な競争を排除或いは制限する効果を持つことを第三者の主張により、立証できる場合
- ウ) 商務部が集中取引状況或いは市場競争状況に重大な変化が発生したと認められる場合 http://fldj.mofcom.gov.cn/article/zcfb/201304/20130400076870.shtml

●5 「貨物と役務輸出の増値税及び消費税管理弁法」に関する明確公告

中華人民共和国交通運輸部は3月13日に「「貨物と役務輸出の増値税及び消費税管理弁法」に関する公告」を公布し、2013年4月1日から発効することになりました。

当該公告は主に「管理弁法」の下記の内容を修正しました。

- ①外貨核ショウ制度²の価格に応じ、輸出核ショウ単³の内容を廃止した。
- ②生産型企業の税金の「免除、控除、還付」の元の返品運輸の処理方法
- ③進料加工輸出貨物の「免除、控除、還付」申告と手帳核ショウの関連規定
- ④委託輸出の「返品運輸納税(未還付)証明」の発行手続き

また、さらに還付(免税)申告遅れの期限と規定期限内の免税申告しない期限をそれぞれ「翌年4月30日前の最後の増値税申告締切日」と「通関輸出日から翌年の5月31日前の各増値税納税申告期内」と規定しています。

なお、当該公告には、輸出還付(免税)の管理規定を細かく説明し、輸出還付サービスの強化、輸出還付(免税)詐欺の防犯の規定も記載されました。

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12254350.html

¹「経営者集中」とは、企業の合併・買収等のことを指し、ここでいう「経営者」とは、企業を経営する個人ではなく、事業の集中に 参加する企業そのものを意味します。

²「核ショウ制度」とは外貨管理局及び税関による照合制度のことです。

³「輸出核ショウ単」とは輸出照合証明書のことです。